

令和2年度 経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業
成果報告書

実施機関名（ 山形県 ）

1. 問題意識・提案背景

山形県では、文部科学省からの委託を受け、これまで「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」、「発達障害に関する通級指導担当教員等専門性充実事業」に取り組み、発達障害の児童生徒を対象とした通級による指導の充実に向けた研究を行ってきた。その結果、「通級による指導担当教員や特別支援教育コーディネーターは、校内に少数のことが多く、例え専門性を有していても、その対象児童生徒のアセスメントや支援の方法の判断については、自信をもって対応することが難しく、苦勞している」ことが分かった。また、その際「客観的に授業や支援について助言を得ることができる外部専門家の存在は大変貴重な役割を果たす」ことも分かった。個々の特性が多様で、支援方法も個に応じた検討していかなければならない発達障害の児童生徒への指導には、相談、支援体制の充実が必須である。

また本県は、高等学校における通級による指導の充実に取り組んでいる。平成30年度に高等学校に通級による指導が制度化された目的である「インクルーブ教育システムを具現化し、学びの連続性の確保ができる」ようにするため、具体として令和2年度以降、県内各地域に実施校を定め、どの地域の生徒も、通級による指導が受けられるよう体制を整備していく予定である。

そこで、課題となるのは、高等学校教員の発達障害に係る専門性向上のための支援体制の構築である。本県は高等学校と特別支援学校間の人事交流はほとんどなく、これまでの高等学校における通級による指導も、主担当教員は、特別支援学校勤務の退職教員が高等学校に赴任し担当してきた経緯がある。通級による指導の指導内容である自立活動は、通常の学級においても参考となる指導の視点が多く含まれているにも関わらず、高等学校教員の理解は浅く、その専門性の向上を図るための研修体制づくりが急務である。また本県の研修は、主催者が異なる研修は、内容が似通っていたり、同じ研修者を対象としていながら時期が近接していたり、内容が他の対象者にとっても非常に有用なものであるにも関わらず受講することができなかつたり等の課題がある。この課題を整理し、システマティックな研修体制づくりを行い、研修カリキュラムを作成することにより、高等学校教員の専門性の向上を図る。

また、専門的な知識を有する特別支援学校勤務経験のある教員の専門性が、一教員の一過性のものとならぬようにしていく必要がある。教育課程の違いもあり、高等学校における通級による指導の「自立活動」の学習は、特別支援学校の「自立活動」の学習を、参考とはしつつもそのままスライドできるものではないこと、特別支援学校勤務経験のある教員が高等学校の仕組みに慣れることも重要な要素であることが実践を通して分かった。このようなことを考えると、特別支援学校勤務経験者等から専門性を継承しながら、将来的には高等学校における通級による指導を、高等学校教員の中で持続可能なものとしていくための体制づくりが必要である。

また、現在本県では、特別支援学校のセンター的機能を活用した「特別支援巡回相談事業」が整備されている。本県は交通の便も悪く、地域間の移動に時間がかかるため、巡回相談は、各特別支援学校が立地する地域の高等学校を担当するエリア制をとっている。したがって、発達障害の生徒の相談を特別支援学校の盲、聾等の障害種の教員が対応することもある。また、義務教育

段階では、小学校・中学校の特別支援教育の経験の豊富な教員も巡回相談員に任命され、巡回相談を行っている。しかし、これまで高等学校教員において巡回相談員は任命してこなかったことから、高等学校の実情に沿った助言が必要だというケースの報告もあった。

そして、外部関係機関と学校の連携等の具体の事例が蓄積できていない。外部専門家の訪問や巡回相談の訪問の際に、連携すべき機関とその後の連携の方法について紹介を行い、それに基づいた好事例を蓄積していきたい。特に、就労や社会生活の部分で改善が可能と考える。外部関係機関にも、連絡協議会等に参加いただき、事業目的を共有したうえで、協力校の訪問等を通じ、支援の充実に向けてお互い連携できる部分を改めて把握する必要がある。

そこで、本県は上記の課題解決に向け、通級指導教室設置等高等学校を協力校に指定し、経験の浅い高等学校の教員に向けた支援体制の構築に焦点をあて、この事業に取り組んでいく。

2. 目的・目標

(目的)

本県の高等学校教員の発達障害に係る専門性向上を図る支援体制を構築する

(目標)

- ① モデルケースの検討を通し、現在の研修体制を整理し、研修カリキュラムを作成し、専門性の向上を図る。
- ② 特別支援学校のセンター的機能の活用を含めた特別支援巡回相談の強化を図る。
- ③ 外部機関との連携による新たな支援体制の構築。

3. 実施体制

(1) 運営協議会

令和2年度メンバー

	区 分	所 属	職 名
1	教員養成課程大学	東北文教大学	講 師
2	教員養成課程大学	国立大学法人山形大学大学院	教 授
3	外部専門家	県立保健医療大学	准教授
4	外部専門家	東北福祉大学	助 教
5	外部専門家	(株)アジュダンテ	作業療法士
6	外部専門家	(株)アジュダンテ	作業療法士
7	協力校（高等学校）	霞城学園高等学校	教 諭
8		村山産業高等学校	教 諭
9		村山産業高等学校	養護教諭
10		新庄北高等学校最上校	教 諭
11		荒砥高等学校	講 師
12		米沢工業高等学校	教 諭
13		庄内総合高等学校	教 諭
14		酒田西高等学校定時制	教 諭
15	巡回担当校 （特別支援学校） 外部関係機関	上山高等養護学校	教 諭
16		楯岡特別支援学校	教 諭
17		新庄養護学校	教 諭
18		米沢養護学校西置賜校	教 諭
19		米沢養護学校	教 諭
20		鶴岡高等養護学校	教 諭
21		酒田特別支援学校	教 諭
22	外部関係機関	やまがた若者 サポートステーション	所 長
23		(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 山形障害者職業センター	主任障害者 職業カウンセラー
24		山形県発達障がい者 支援センター	発達障がい相談 専門員
事務局	教育センター	研修課	主任指導主事
	教育庁	特別支援教育課	課 長
			指導主事

○第1回 令和2年5月27日（水）

- ・関係者顔合わせ
 - ・本事業概要説明
 - ・発達障害に関して教員が身に付ける必要のある専門性の指標の整理
- 新型コロナウイルス感染症対策のため書面会議にて開催。

○第2回 令和3年1月26日(火)

- ・事務局、協力校、担当特別支援学校より取組の報告
 - ・外部専門家、連携機関を交え、本事業についての成果と課題の検討
 - ・連携大学教授より取組への助言、大学の講義内容の共有
- 集合会議にて実施。一部のメンバーはWeb会議システムを活用して参加。

(2) 連携した大学

- 国立大学法人 山形大学
- 東北文教大学

(3) 専門家の活用

ア. 専門性(特別支援教育など)に関する経歴・所有資格等

外部専門家として作業療法士を2名委嘱する。作業療法士の資格については以下の要件のうち、いずれかを満たすものとする。

- (ア). 一般社団法人山形県作業療法士学会に所属する者
- (イ). 作業療法士の国家資格を持ち、一般社団法人山形県作業療法士学会から推薦を受けた者

両名とも、これまで本県で実施してきた「通級による指導」に関する研究事業に、外部専門家として携わっていただき、発達障害の児童生徒への指導実践が豊富である。

令和2年度本事業に取り組む中で、教育分野に協力をいただける外部専門家(作業療法士)を年度途中から更に2名委嘱することができた。このことにより、3地区に作業療法士を委嘱することができ、本事業終了後も持続可能な支援体制づくりに向け前進した。令和3年度も更に1名を委嘱し支援体制の充実を図る。

イ. 配置状況、活動内容

事前の情報交換や、協力校を訪問し、生徒の実際の学校生活や授業の様子を参観し指導助言を行う。協力校1校あたり年4回の訪問を計画し、本事業の目的である、経験の浅い教員の支援の見立てや支援方法の充実に役立てる。

また、特別支援巡回相談の強化のため、外部専門家が協力校を訪問する際に、エリアの巡回相談員や高等学校の巡回相談員が同行し、専門性を活かした指導助言を共有する。巡回相談を「いつでも、定期的に、長期的に」と捉えた場合、外部専門家の活用は「計画的に、限定的に」とし、外部専門家の助言を、校内の教師間の連携、保護者との連携、関係機関との連携等状況に合わせて有用に活用してもらう。

4. 取組概要・成果(取組全体の概要図は別途参照)

(1) 教員の専門性向上のための研修等の機会の充実

ア. 研修体制の整備(指標、研修カリキュラムの作成)

概要

経験の浅い高等学校教員の研修モデルケースを作成する。発達障害に関する教員が身に付ける

必要のある専門性の指標を考え、どの研修でどの領域の専門性を身に付けるかを明確化することにより、研修ごと対象者を再整理した研修カリキュラムを作成する。さらに、分科会の設置やグループ討議の導入など研修方法の工夫を行う。その際、法定研修である「初任者研修」や「中堅教諭等研修」の特別支援教育分野の内容も、教育センターと連携しながら検討していく。

成果

既存の山形県教員「指標」の「特別支援教育力」に該当する項目を基に、「発達障害に関する教員が身に付ける必要のある専門性」に特化した指標を作成した（別添資料）。連絡協議会等を通じて、関係機関等からも意見をいただき、福祉・就労の視点を取り入れ作成した。県教育委員会が実施する研修のみならず、協力校が開催する研修等でも活用し、研修の目的を明確にしたうえで開催することができた。また、研修カリキュラムをロードマップの形で示した。活字中心の資料では教員が理解に時間を有するため、視覚的に分かりやすい形をとった。指標同様、本事業で活用しながら、改善を図り完成を目指す。

イ．地区研修会の実施

概要

有識者による講話等を含む研修会を県内地区ごとに開催する。地区ごとに開催することにより、各地区、各協力校が抱えたニーズに対応した研修会が開催でき、有益な効果が期待できる。同地区内の学校にも周知し、参加の対象者を広げた形で開催する。地区の優良事例等は、タブレット端末の動画や画像で記録し、他地区へ紹介することにより、地区ごとでは事例に限られるというデメリットをなくし、全県へ還元していく。

成果

作成した指標に基づき、校内研修会の目的を設定し実施した。協力校からは、講師と受講者両方に、研修の目的を明確にしたうえで行えたため有意義であった、との報告があった。今後、指標を使った自己評価を教員に行う等して、協力校ごとに専門性の向上が必要な項目を把握し、目的を明確とした研修会を開くことが可能となる。実績として、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等の職員を講師として招聘するなど、生徒の卒業後の自立に向けた支援機関との連携の在り方やその方法等を目的とした研修が行われた。地区ごと研修体系を設定したことで、地区ごと新型コロナウイルスの感染状況をみながら実施することができた。大幅な移動を伴わない研修体系の構築は今後の研修を考えていくうえで参考としていきたい。

また、令和2年度第1回の連絡協議会が書面会議になったことを受け、教育委員会主催の全体研修会を開催した。協力校の担当教員とエリア担当の特別支援学校巡回相談員を対象とし、高等学校における特別支援教育の理念と課題を全体で共有した。そのことにより、本事業の核となる教員が、同じ目的、目指す姿を見据え、事業に取り組むことができた。

（2） 経験の浅い教員への指導・助言などのサポート体制の構築

ア．相談支援体制の強化

概要

特別支援巡回相談の強化・改善を図る。協力校（高等学校）とエリア担当校（特別支援学校）の連携を密にし、「定期的（2週に1回程度）」な巡回相談を「継続的」に行う。相談側の高等学校にとって、「困難な事例が発生しないための支援」とともに相談、検討するという仕組みづくりを行う。また、支援する側の特別支援学校にとって、高校生の事例を、長期的な視点で指導助言していくことにより、高校生に対する指導・助言という分野の専門性の向上を図る。さらに、特

別支援学校が知り得る関係機関との連携のノウハウを伝えることにより、特別支援学校の巡回相談員が必要に応じてコーディネートをする役割を果たす。

成果

新型コロナの影響で、実際の訪問にまで至らなかったケースがあったが、協力校は形態等を工夫し連携を図った。エリアごとに担当校が決まっていたため、地域の感染状況を考慮しながら動くことができた。また、これまで一度も巡回相談を活用したことがないという協力校もあったが、本事業を通して計画的に連携したことで、協力校と担当特別支援学校の担当者が情報共有をしながら支援の方法について相談することができた。中には、特別支援学校が声掛けを行うことにより、巡回相談につながった事例もあった。協力校の実践を深めるとともに、優良な事例を地区の他の高等学校に周知していきたい。

イ. 高等学校教員における巡回相談員の養成

概要

現在、本県には指名されていない高等学校教員による巡回相談員を養成する。基本的に各地区に1名以上を考え、協力校より1名以上推薦していただく。具体的な取組みとしては、既存の小・中学校等、特別支援学校教員向けの巡回相談員養成研修会を活用する他に、以下の取組を行う。

(ア) 外部専門家派遣への同行

本事業で配置している外部専門家が、協力校に訪問し、指導・助言をする際に同席する。本事業の外部専門家は協力校の通級指導教室をメインに訪問するので、自校での参観が多く想定される。したがって、実態把握もしやすく、移動時間もないことから、勤務のスリム化も図られる。

(イ) 他の巡回相談員派遣への同行

実際の巡回相談へ同行することにより、相談のノウハウを学ぶ。

成果

令和2年度、具体的な巡回相談員の任命にまで至らなかったが、本事業による協力校での実践の継続と作成中の指標を活用するなどし、適切な人材を見定め、育成していきたい。

(3) 現状に即した教員養成課程における教授法の検討

概要

実際に教授する教授と以下の取組を協働する。

ア. 運営協議会への指導・助言

イ. 通級による指導担当者連絡協議会への指導・助言

ウ. 協力校への指導・助言

現場訪問を通し、本県の教育現場の実態を把握してもらう。その際、支援体制の内容、高等学校教員の思いや抱える課題、生徒の様子等を把握する。年度で2回程度の訪問を計画する。

エ. 発達障害に関する教員の専門性の指標の作成

上記取組を通し、教員の専門性の指標を協働して作成する。専門性を指標に明確化し、教員養成段階で身に付けること、教員として研修等で身に付けることを整理し、その内容をシラバスに反映いただく。年に2回の運営協議会の場で検討を行う。また、研究成果報告書等を活用し、他の大学への還元を図る。

成果

新型コロナの影響で各校への訪問は叶わなかったが、運営協議会において、現在大学の教員養成課程において特別支援教育の講座内容の概要等を紹介いただくことにより、学生が教員着任時

までに学んでいる内容を皆で共有することができた。また、各校の取組発表から本県高等学校の実態を把握いただいた。今後も状況共有を密にしながら、シラバスの作成につなげていきたい。

5. 今後の課題と対応

(1) 指標について

令和2年度本県で整理した「発達障害に関する教員が身に付ける必要のある専門性」に特化した指標の改善に取り組んでいく。今後も本事業中での実際の活用を通して、諸課題を整理し、実際の協力校の声を反映しながら内容の吟味を続けていく。また、専門性の到達度を各教員が自己評価、自己認識できるよう、受講歴の記載欄等の追記も検討していく。さらに、指導の実践力と指標が関連するような仕組みづくりに取り組んでいきたい。

(2) オンラインの活用について

令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり、計画通り研修会が実施できなかった協力校が多かった。今後は、研修におけるICT機器の活用が必須となる。各協力校の実践より挙げられた成果と課題を精査し、研修の内容によって、オンライン研修、集合型を併用したハイブリッド型研修等、目的に応じたより効率的な研修の在り方を次年度以降も研究していかなければならない。

このことは、外部専門家の訪問や巡回相談に関しても同様である。令和2年度は新型コロナの影響で、実際の訪問にまで至らなかったケースがあったが、各協力校は形態等を工夫し連携を図った。令和3年度以降はWeb会議システム等の活用も視野に入れ、新しい生活様式に合わせた指導・助言の在り方を研究していきたい。直接訪問することを通して指導助言を行う場合と、オンラインでの指導助言の違いで、その効果にどのような差異があるのか等も検証していきたい。

(3) 高等学校教員の巡回相談員について

高等学校教員の巡回相談員として、専門性の高い高等学校教員の育成に取り組んでいきたい。令和3年度以降も、本事業における協力校での実践を継続することにより、高等学校教員の専門性の向上を図る。また、作成している指標を活用し、評価の高い教員から適切な人材を見定めていく。指標の自己評価欄の追記に加え、本事業協力校への推薦の依頼等を通して、人選、養成へとつなげていきたい。

6. 問合せ先

組織名： 山形県

担当部署： 教育庁特別支援教育課